

松任駅南広場備品管理規約

本規約は、松任駅前のにぎわい創出と活性化のため、松任駅南広場備品を使用する際の、利用者と松任駅南広場活用実行委員会（以下「乙」という）との間の一切の關係に適用する。

第1条（利用方法）

利用者は松任駅南広場備品を利用する場合には、使用日の15日前までに所定の申請用紙を乙に提出しなければならない。

第2条（利用時間）

原則、利用時間は午前9時から午後7時の間とする。

第3条（利用料金）

利用料金はこれを徴収しない。

第4条（利用上の注意点）

- 1 松任駅南広場備品を使用する際は、善良な管理のもと同備品を破損しないよう、十分注意すること。
- 2 利用者の責任に帰する事由において、備品を破損した場合には、全額利用者の負担において、弁償するものとする。
- 3 雨天時に備品を使用後した際は、必ず乾燥した後、責任者が元の位置に戻すものとする。
- 4 利用の際は、近隣住民の騒音被害とならないよう配慮すること。

第5条（利用の制限）

乙は、下記の場合、利用を制限あるいは拒否できるものとする。

- 1 利用規約に違反する行為がある場合。
- 2 利用者が政治団体、宗教団体及び反社会的活動をしている団体である場合。